

2025年3月13日
SWS 東日本株式会社

経済産業省が“優良な健康経営を実践している法人”を顕彰する 「健康経営優良法人 2025」に継続認定

SWS 東日本株式会社（本社：岩手県一関市、社長：渡邊 健司、以下、SWS 東日本）は、この度、経済産業省と日本健康会議が共同で顕彰する「健康経営優良法人 2025（大規模法人部門）」に認定されましたのでお知らせいたします。「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定は3年連続となります。



SWS 東日本は、2022年4月に「SWS 東日本健康宣言」（2023年6月更新）を発信し、従業員一人ひとりの心と体の健康づくりを支援しています。

1. 当社方針・めざすべき姿

【衛生方針】 「従業員一人ひとりの健康は活気ある企業の源である」

【めざすべき姿】 従業員は人財。一人ひとりの心身の健康を経営課題として捉え、社会的貢献と企業業績向上につなげて、会社の持続的成長を行う。従業員一人ひとりの心と体の健康づくりと活気のある職場環境づくりにより、世界で一番働きがいのある、活力ある会社にする。

- ① 従業員一人ひとりが心身の健康問題について理解し、健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにする。
- ② 従業員一人ひとりが健康意識を高め、自覚をもって早期対策に努める。
- ③ 職場環境による心の健康問題を発生させない。
- ④ 円滑なコミュニケーションの推進により活気のある職場づくりを行う。

2. 重点取り組み事項

- (1) 法令順守の徹底：労働衛生 3 管理の徹底
- (2) 個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）
：健康診断事後措置の強化、従業員のヘルスリテラシーの向上
受動喫煙対策強化、健康経営体制の整備・推進
- (3) 全体アプローチ（ポピュレーションアプローチ）
：健康づくりの推進（健康啓発企画の実施）、個人面談の実施

3. 取り組み内容

- (1) 法令順守の徹底
 - ・各種健康診断の実施（定期・特定業務従事者・特殊健診等）
 - ・ストレスチェックおよび組織分析の実施
- (2) 個別アプローチ
 - ・二次健診受診率の向上：79.0%（2023 年度） 81.9%（2024 年度）
 - ・特定保健指導の実施推進
 - ・社内産業保健師による個人面談の実施、従業員教育の実施
 - ・受動喫煙対策：禁煙啓発活動の実施（年 2 回）
- (3) 全体アプローチ
 - ・「健康まつり」、運動機会啓発イベント（ウォーキングイベント）の実施
 - ・ストレスチェック組織分析と職場づくり支援の実施、外部相談窓口の設置

SWS 東日本は、今後も従業員一人ひとりの健康の保持増進を推進してまいります。

以 上

—ご参考—

◆健康経営

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する取り組みを指します。健康経営優良法人認定制度は、従業員の健康保持・増進において特に優良な取り組みを実践している企業や法人を経済産業省と日本健康会議共同で顕彰する制度です。

◆健康経営優良法人認定制度について[経済産業省]

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html